

平成 26 年 3 月北信保健衛生施設組合議会定例会（第 1 回）会議録

北信保健衛生施設組合告示第 1 号

平成 26 年 3 月 27 日（木） 中野市豊田支所大会議室に開く。

平成 26 年 3 月 27 日（木） 午後 3 時 50 分 開議

○議事日程（第 1 号）

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員指名
 - 3 会期の決定
 - 4 議案第 1 号 北信保健衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例案
 - 5 議案第 2 号 平成 25 年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）
 - 6 議案第 3 号 平成 25 年度北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計補正予算
（第 2 号）
 - 7 議案第 4 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合一般会計予算
 - 8 議案第 5 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計予算
 - 9 議案第 6 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計予算
 - 10 議案第 7 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合し尿処理事業特別会計予算
 - 11 議案第 8 号 財産（斎場用地）の取得について
 - 12 議案第 9 号 北信広域連合規約の変更について
 - 13 議案質疑
 - 14 討論、採決
 - 15 議案第 10 号 北信保健衛生施設組合監査委員の選任の同意について
 - 16 議案質疑
 - 17 討論、採決
 - 18 閉 会
-

○本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

○出席議員 次のとおり（18名）

1番	高野良之	議員	10番	高田佳久	議員
2番	芋川吉孝	議員	11番	佐藤久美子	議員
3番	沢田一男	議員	12番	小泉一真	議員
4番	竹内卯太郎	議員	13番	小林幸雄	議員
5番	武田俊道	議員	14番	荒井賢蔵	議員
6番	青木豊一	議員	15番	寺島渉	議員
7番	高木尚史	議員	16番	塚田實	議員
8番	児玉信治	議員	17番	関谷明生	議員
9番	渡辺正男	議員	18番	関悦子	議員

○職務のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

事務局長 海野昇正 書記 和田吉史

○説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

組合長	池田茂	参	与	河野雅男
副組合長	竹節義孝	参	与	井上隆文
副組合長	松木重博	参	与	北村政光
副組合長	峯村勝盛	参	与	廣田敏和
副組合長	横田清一	参	与	竹内節夫
副組合長代理	小林博	事務局次長		市川禎彦
副組合長代理	久保田隆生	東山クリーンセンター工場長		上野健治
会計管理者	岩戸啓一	豊田衛生センター所長		高橋光義
監査委員	高橋剛太朗	工場長補佐	佐藤三男	
参	与	竹内羊一	事務局次長補佐	小池茂夫
参	与	宮澤章仁		

開 議

午後3時50分

（開議に先立ち、事務局長 海野昇正君、本日の出席議員数並びに説明のために出席した者の職氏名を報告する。）

1 開 会

議長（竹内卯太郎君） ただ今報告のとおり、出席議員数が定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

議長（竹内卯太郎君） これより平成26年第1回北信保健衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

議長（竹内卯太郎君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてあります、議事日程第1号のとおりでありますからご了承願います。

議長（竹内卯太郎君） ここで、組合長から挨拶があります。

組合長。

（組合長 池田 茂君 登壇）

組合長（池田茂君） 本日ここに、平成26年第1回北信保健衛生施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

2月14日から降り続いた雪は、関東甲信、東北地方を中心に記録的な豪雪となり、交通網の混乱や孤立集落の発生、死者、負傷者が出るなど全国的に大きな被害がありました。

大雪警報が発令され、組織市町でも重く湿った雪が降り続き、特に農業用施設において多大な被害が発生いたしました。被害にあわれた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

国政では、今後も厳しい経済情勢が続くことが予想され、地方自治体を取り巻く厳しい環境が改善する兆しは、なかなか見えてこない状況が続いております。

当組合におきましては、これらの状況を踏まえ、無駄のない効率的な事務事業の執行に努めていくこととして、予算を編成したところであります。

各事業の概況・運営事業等について、ご説明を申し上げます。

まず、斎場についてですが、昭和48年10月の開設以来40年を経過しており、補修等を行い、施設の維持に努めております。

新斎場の建設につきましては、昨年10月に中野市大字豊津字大澤地籍を「新斎場建設予定地」として決定をいただいたことから、用地交渉・買収等を進めているところです。

今後、新斎場の基本設計・実施設計を含め、平成28年度中のしゅん工・供用開始を目標に鋭意努力をさせていただきます。

次に、じん芥処理事業の東山クリーンセンターにつきましては、平成10年3月の稼働から16年が経過したところですが、概ね順調な運転状況にあります。

施設の延命化を図るため、国の交付金事業により、平成26年度から平成28年度にかけ3ヶ年での延命化工事を計画しております。

次に、し尿処理事業の豊田衛生センターにつきましては、昭和62年10月の供用開始から26年が経過いたしました。平成24年6月から26年度までの長期継続契約で、施設の維持管理業務を委託いたしております。

長野市が、し尿処理事業から平成24年度末で離脱されたこと、し尿処理量が年々減少していること等を踏まえ、これからのし尿処理の手法については、関係の組織市町である中野市・山ノ内町は、当組合での共同処理にとどまらず、市・町での独自処理についても、検討をしていただいております。

各施設の管理運営につきましては、効果的な財政運営に努めるとともに、適正に事務事業を執行し、地域住民の皆様の居住環境の維持・向上に努めてまいり所存でありますので、議員各位の格別なご指導とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、条例案1件、補正予算案2件、新年度予算案4件、事件案2件、人事案1件、合せて10件であります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

2 会議録署名議員指名

議長（竹内卯太郎君） 日程2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員については、会議規則第88条の規定により、8番 児玉信治議員、9番 渡辺正男議員の以上2名を議長において指名いたします。

3 会期の決定

平成26年第1回北信保健衛生施設組合議会定例会運営日程（案）

平成26年3月27日 1日間

月 日	曜 日	時 間	会 議	摘 要
3月27日	木	午後3時 30分	本会議	開 会 会 期 の 決 定 議 案 提 案 説 明 議 案 質 疑 討 論 ・ 採 決 ・ 閉 会

議長（竹内卯太郎君） 日程3、会期の決定について議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付いたしました、平成26年第1回北信保健衛生施設組合議会定例会運営日程案のとおり、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（竹内卯太郎君） ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期については、本日1日間と決しました。

議長（竹内卯太郎君） なお、監査委員から平成25年度の北信保健衛生施設組合定期監査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

議長（竹内卯太郎君） 議事に入る前に、以降議案の「北信保健衛生施設組合」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

4 議案第1号 北信保健衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議長（竹内卯太郎君） 日程4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。提案者の説明を求めます。

組合長。

組合長（池田茂君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

組合を組織する市町から派遣された職員の給与について、その職員を派遣した市町の一般職の職員の給与条例を適用するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、事務局次長から補足説明をさせます。

よろしくご審議をお願いいたします

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 条例案につきまして、組合長説明に補足して説明を申し上げます。

なお、「北信保健衛生施設組合」の部分につきましては、省略させていただきますので、よろしくご願いたします

現条例は本則のみの条例で、一般職の職員の給与に関する事項は中野市一般職の職員の給与に関する条例の例によるものとなっております。市町から派遣された職員の給与について当該職員を派遣した市・町の給与条例を適用する為、明記するものです。

改正では、本則を第3条とし、一部改め1条・2条を加えるものです。目的として第1条を加え、第2条では派遣された職員の給与として派遣された職員の給与は当該派遣職員を派遣した市町の一般職の職員の給与の例によるを加えます。

附則で平成26年4月1日から施行するものです。以上です。

議長（竹内卯太郎君） 以上で、事務局次長の補足説明を終わります。

5 議案第2号 平成25年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計補正予算（第2号）

6 議案第3号 平成25年度北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計補正予算（第2号）

議長（竹内卯太郎君） 日程 5、議案第 2 号 平成 25 年度斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）及び日程 6、議案第 3 号 平成 25 年度じん芥処理事業特別会計補正予算（第 2 号）までの、以上議案 2 件を一括して議題といたします。

組合長。

（組合長 池田 茂君 登壇）

組合長（池田茂君） 議案第 2 号 平成 25 年度 北信保健衛生施設組合 斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、予算総額 1 億 7,645 万 5 千円から 6 万 9 千円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 7,638 万 6 千円とするものです。

減額の主な理由は、斎場建設費について、山ノ内町と信濃町が組合債による借入を予定していたものを、独自の財源確保ができたことから、分担金での支払いをお願いするものです。

歳入では、組合債 2,830 万円を減額し、分担金を 2,823 万 1 千円増額するものです。

歳出では、組合債での借入がなくなったことから、組合債借入金利子 6 万 9 千円を減額するものです。

次に、議案第 3 号 平成 25 年度 北信保健衛生施設組合 じん芥処理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、東山クリーンセンターにおける循環型社会形成推進交付金の交付額が確定したことから、歳入における国庫支出金 175 万円を追加し、分担金を同額減額するものであります。歳入歳出予算合計額については、変更ありません。

以上、議案 2 件を一括してご説明申し上げます。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び工場長から補足説明をさせます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 組合長説明に補足してご説明申し上げます。

議案第 2 号 平成 25 年度斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）5 頁をお願いしたいと思えます。

歳入では、1 款 1 項 1 目 市町分担金 2,823 万円 1 千円の増額で、計 1 億 5,911 万 6 千円となります。5 款 1 項 1 目 一般単独事業債 2,830 万円の皆減で、組合債の借り入れをしないものです。

6 頁をお願い致します。2 款 1 項 1 目公債費の利子 6 万 9 千円の皆減で、組合債の借り入れをしなくなったことから、一時借入金利子が不要となったものです。

戻りまして、3 頁をお願いしたいと思えます。

地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として繰

越明許費をお願いするものです。

1 款 1 項 環境衛生費 斎場建設 で、基本・実施設計業務委託料 4,200 万円、斎場用地取得費 2,346 万 1 千円、建物等補償費 1,342 万 4 千円です。

以上です。

議長（竹内卯太郎君） 東山クリーンセンター工場長。

工場長（上野健治君） 議案第 3 号 じん芥処理事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

じん芥処理事業特別会計の補正予算の 4 頁をお願いいたします。

3 款 国庫支出金でございますが、当初内示では要望額に対し一律 35%の減額がされましたが、この 2 月に追加内示がありました分について補正をお願いするものです。

同じく 4 頁の 1 款 分担金及び負担金ですが、同額の分担金を減額補正するものであります。

以上ご説明を申し上げます。

議長（竹内卯太郎君） 以上で、事務局次長及び東山クリーンセンター工場長の補足説明を終わります。

7 議案第 4 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合一般会計予算

8 議案第 5 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計予算

9 議案第 6 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合じん芥処理事業特別会計予算

10 議案第 7 号 平成 26 年度北信保健衛生施設組合し尿処理事業特別会計予算

議長（竹内卯太郎君） 日程 7、議案第 4 号 平成 26 年度一般会計予算から、日程 10、議案第 7 号 平成 26 年度し尿処理事業特別会計予算までの、以上議案 4 件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

組合長

（組合長 池田 茂君 登壇）

組合長（池田茂君） 議案第 4 号 平成 26 年度 一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算総額 3,839 万円とし、前年度と比較して 40 万 5,000 円の増であります。増額の主な理由は、事務局職員の人件費における算定額の変更等によるものであります。

歳入の主なものは、市町分担金 3,778 万 1 千円であります。

歳出のうち、議会費は 24 万 6 千円、総務管理費では 3,764 万 4 千円であります。事務局職員の人件費のほか、経常費が主なものです。

次に、議案第 5 号 平成 26 年度 斎場事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算総額 5 億 8,940 万 6 千円とし、前年度と比較して 4 億 5,973 万 1 千円の増であります。

増額の主な理由は、新斎場建設に伴う工事請負費等の増に伴うものであります。

歳入の主なものは、市町分担金 5 億 7,716 万円 3 千円、使用料及び手数料 880 万円であります。

歳出のうち、斎場費では 3,490 万 1 千円、施設の維持管理に必要な需用費、委託料等を計上いたしました。

斎場建設費では 5 億 4,950 万 5 千円、新斎場建設に伴う新斎場用地造成工事費及び新斎場建設工事費等を計上いたしました。

次に、議案第 6 号 平成 26 年度じん芥処理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算総額 7 億 5,842 万 5 千円とし、前年度と比較して 1 億 411 万 9 千円の増であります。

増額の主な理由は、東山クリーンセンター基幹的設備改良工事費等、新たに予算計上したことによるものであります。

歳入の主なものは、市町分担金 6 億 3,099 万 7 千円、可燃物等の処分手数料 5,047 万 7 千円であります。

歳出のうち、可燃物処理費では 4 億 9,556 万 8 千円、焼却施設の維持補修のため工事請負費及び施設の維持管理に係る光熱水費、機器用消耗品費等を計上しました。

資源物処理費では 3,959 万 8 千円、アルミ・鉄等の金属及びびん・ペットボトルなど資源化のための委託料等を計上しました。

最終処分費では 5,188 万 8 千円、埋立施設の各種整備補修工事費のほか、構内作業車備品購入費等を計上しました。

焼却施設長寿命化事業費では 5,704 万円、東山クリーンセンター基幹的設備改良工事費及び工事に伴う施工監理委託料等を計上しました。

次に、議案第 7 号 平成 26 年度し尿処理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算総額 1 億 1,610 万 5 千円とし、前年度と比較して 1,373 万 5 千円の減であります。

減額の主な理由は、計画的に実施しています豊田衛生センタープラント機械整備工事のうち、コンピューター更新工事等、終了したことによるものであります。

歳入の主なものは、市町分担金 9,974 万 7 千円、し尿等処分手数料 1,135 万 1 千円であります。

歳出のうち、し尿処理費では 1 億 1,410 万 5 千円、施設のプラント機械設備工事費及び施設維持管理業務委託料等を計上しました。

以上、4件を一括してご説明申し上げます。

各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 平成26年度 当初予算 一般会計、特別会計について、組合長説明に補足して説明を申し上げます。

お手元の予算書及び主要施策概要説明書をご覧ください。

議案第4号 平成26年度一般会計予算についてです。歳入から申し上げます。予算書の6頁、7頁をお願いします。

1款1項1目 分担金 市町分担金は、3,778万1千円、前年度比較41万6千円の増額です。この分担金の算出根拠は、均等割25%、各特別会計の分担金割75%となっており、市・町の内訳は説明欄のとおりです。続いて、2款 繰越金は、前年度と同額の50万円を計上いたしました。3款 諸収入、1項1目 預金利子3万5千円、2項1目 雑入7万4千円を見込みました。

続いて歳出について、予算書の8頁をお願いします。1款 議会費24万6千円、前年度同額で、議員報酬の外、事務費等経常費を計上してあります。続いて9頁のほうをお願いいたします。2款1項1目 一般管理費3,753万6千円、前年度比較39万8千円の増額です。2節・3節・4節は、事務局職員3人分の人件費です。11頁をお願いいたします。18節備品購入費には、パソコン購入を計上いたしました。その他の節につきましては、事務費等の経費を計上いたしました。

2目 監査委員費では、10万8千円を計上いたしました。前年度比較7千円の増額となっております。

12頁をお願いします。3款 予備費につきましては、前年度同額の50万円を計上いたしました。

13頁以降、給与費明細書の説明は省略いたします。

続きまして、23頁をお願いします。議案第5号 平成26年度斎場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入から申し上げます。予算書28頁、29頁をお願いします。主要施策概要説明書では、1頁をお願いします。

1款1項1目 分担金、市町分担金は5億7,716万3千円、前年度比較4億7,610万6千円の増額です。

この分担金の算出根拠は、人口割100%となっており、市・町の内訳については説明欄のとおりです。尚、長野市が新斎場の建設には参加されないことから、歳出の2目 斎場建設費分については、残った市・町の人口割となっております。

2款1項1目 斎場使用料については、1,100件分880万円を見込み、前年度比較同額です。

3款1項1目 繰越金は300万円で、前年度比較250万円の増額となっております。例年の繰越金の実情に合わせて増額したものです。

4款1項1目 雑入44万3千円を見込みました。

組合債については、借入をせず組織市町の分担金でお願いするものです。

続いて歳出につきましては、予算書の30頁、31頁をお願いします。

1款1項1目 斎場費3,490万1千円で、前年度比較233万9千円の増額です。増額の主な要因は、職員人件費0.5人分の算定額の増、11節 需用費 燃料費 灯油代の高騰、消費税のアップに伴う火葬業務の委託料の増です。

斎場費には、斎場の維持管理等の運営費、経常費を計上いたしました。2節、3節、4節は、事務局職員0.5人分、6ヶ月分の人件費です。11節 需用費から14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金については、斎場の維持管理の運営に必要な費用を計上いたしました。11節 需用費1,366万3千円、主に斎場の燃料費・灯油代です。13節 委託料1,575万3千円、主に火葬業務委託が大半を占めております。火葬業務委託につきましては、引き続き24年度から26年度までの3年間の長期継続契約により業務委託をしております。主要施策概要説明書では、2頁をお願いします。

2目 斎場建設費5億4,950万5千円、前年度比較4億5,348万円6千円の増額です。2節、3節、4節は事務局職員前年度0.5人から1.5人の人件費を計上いたしました。32頁、33頁をお願いします、7節 賃金は嘱託職員1人分を計上いたしました。13節 委託料1,852万円3千円、斎場の造成工事と建設工事の施工監理業務を計画しております。15節 工事請負費、4億6,322万5千円、新斎場の建設工事、用地造成工事を計画しております。19節 負担金補助及び交付金5,071万2千円、新斎場建設の地元区への地域振興に対する協力金、中野市に工事施工をお願いする上水道整備工事負担金等を計上いたしました。

2款 予備費500万円、斎場建設がスタートすることから、前年度比較400万円の増額をお願いするものです。

公債費については、組合債の借入をしないことから前年度比較のみです。

34頁以降、給与費明細書の説明は省略いたします。

42頁をお願いします、斎場建設事業につきまして、債務負担行為として平成27年から平成28年度まで限度額8億500万円をお願いするものです。

以上、一般会計・斎場事業特別会計の補足説明をいたしました。

議長（竹内卯太郎君） 東山クリーンセンター工場長。

工場長（上野健治君） 続きまして、議案第6号 平成26年度じん芥処理事業特別会計予算

の補足説明を申し上げます。

初めに歳入ですが、予算書の 48 頁からご覧ください。

1 款 1 項 1 目の市町分担金は、6 億 3,099 万 7 千円を計上しております。各市町の分担金は、可燃物処理費、資源物処理費及び最終処分費それぞれの施設の維持管理に要します経費をごみの処分実績割 100% で算出しております。また、焼却施設長寿命化事業費、及び公債費につきましては、人口割 33%、ごみの処分実績割 67% となっています。

5 市町それぞれの分担額は、右の説明欄のとおりです。前年度と比較しますと、5,400 万円程増えておりますが、理由として可燃物処理費では東山クリーンセンターの施設電気料が燃料費の高騰により 1,100 万円ほど増えたこと、焼却灰の再資源化量を最終処分場の延命化などの為に引き上げる為、550 万円ほど増加すること、また、最終処分費では埋立作業用重機購入費として 1,500 万円を計上したことや、水処理施設の整備工事費等で 500 万円ほどを新たに計上したこと、更には長寿命化事業の基幹的設備改良工事の 1 年目が始まること等が理由でございます。

次に、2 款 1 項 1 目の処分手数料は、東山クリーンセンターの可燃物処分手数料、及び不燃物処理センターに持ち込まれます資源物や不燃性粗大ごみの処分手数料でございますが、前年度よりやや増えております。

次に、3 款 1 項 1 目の循環型社会形成推進交付金ですが、東山クリーンセンターの長寿命化事業の基幹改良工事の 1 年目となることから、2,151 万 2 千円となっております。

次に、4 款 1 項 1 目の回収物売却収入金 1,578 万円 9 千円は、資源物から回収しました鉄、アルミ等の売却収入が主なものです。

他には、5 款 繰越金 1,000 万円と、6 款 諸収入として雑入 65 万円でございます。

7 款 組合債の 2,900 万円は、基幹改良工事の地方債でございますが、工事の財源として国庫交付金が 2 分の 1 となっており、地方債は残り 2 分の 1 の 90% となっております。

次に、51 頁からの歳出に移ります、また、主要施策概要説明書では、3 頁からを併せてご覧ください。

まず、1 款 1 項 1 目 可燃物処理費ですが、主なものを説明させていただきます。2 節の給料から 4 節の共済費は、東山クリーンセンター職員 19.5 名分の人件費です。

次に 52 頁をお願いいたします。11 節の需用費は 1 億 391 万 7 千円ですが、東山クリーンセンターで使用します薬品、機械用部品等の消耗品費、光熱水費、修繕料等であります。この明細につきましては、主要施策概要説明書の 3 頁、4 頁にありますのでご覧ください。

次に 53 頁をお願いいたします、13 節の委託料の主なものは、最終処分場の延命化と、リサイクル率向上のため 22 年度から開始いたしました焼却灰再資源化業務委託料を計上しております。1 年間に発生する東山クリーンセンターの焼却灰の 30% 相当、約 690 トンを再資源化する予定でございます。その他の委託料としましては、建築設備や機械設備の点検

委託料、ごみ質や排ガス等の分析検査委託料等でございます。また、放射性物質の検査につきましても、安全を確認するために引き続き実施する予定でございます。

次に 54 頁をお願いします。15 節 工事請負費では、1 億 8,233 万 3 千円を計上しております。焼却炉を維持していくために必要な年次整備補修工事費などがございますが、基幹改良工事の対象外の機器の整備等がございます。18 節 備品購入費の中の計測器備品購入費は、東山クリーンセンター周辺に 3 か所あります大気環境観測所の測定器が老朽化してきていることから、24 年度から 3 ヶ年をかけて毎年 1 か所ずつ更新する計画に基づくもので、26 年度で最終となります。以上が可燃物処理費でございます。

次に、55 頁をお願いします。2 目 資源物処理費についてですが、総額 3,959 万 8 千円、25 年度より 151 万 2 千円の増となっております。この主な理由は、不燃物センターの修繕料の増加でございます。2 節の給料から 4 節の共済費は職員 0.5 名分の人件費です。次に 56 頁をお願いします。13 節 委託料では、2,993 万 9 千円ですが、アルミ、鉄等の金属の分別回収を行っている不燃物処理センター業務委託料や、容器包装リサイクル法に基づき行っているガラスびん・ペットボトル等の収集運搬及び再商品化委託料でございます。

次に、3 目 最終処分費ですが、総額で 5,188 万 8 千円となっております。前年比較では大幅に増えておりますが、建設から 10 年を経過し水処理設備の老朽化が始まってきており、計画的に整備を行うために工事請負費 505 万 7 千円を計上したこと。さらに、埋立作業は現在業務委託で行っておりますが、その委託料の中に埋立て用の重機が機材代として含まれていますが、年間に 190 万円ほどかかっており、自前で重機を持ったほうが費用の面から得策として、備品購入をする予算 1,500 万円を計上したことによるものが主な理由でございます。2 節から 4 節までは、職員 1 名分の人件費です。11 節 需用費 551 万 8 千円は、浸出水処理施設の維持管理のための薬品、交換用部品、光熱水費等であります。13 節 委託料 490 万 7 千円は、ごみの埋立業務委託料、水処理設備や建築設備の点検整備委託料、水質検査委託料等でございます。また、最終処分場についても、放射性物質の検査は安全を確認するために引き続き実施する予定です。

次に 4 目 焼却施設長寿命化事業費ですが、東山クリーンセンターの基幹的設備改良工事の 1 年目となるため、委託料としては施工監理業務等として 2,464 万円を計上し、工事請負費としては 3,240 万円を計上いたしました。

次に 60 頁をお願いします。公債費 1 億 1,083 万 1 千円となっております、東山クリーンセンター及び最終処分場の建設に伴う償還でございます。

次に、戻りますが 45 頁をお願いします。第 2 表、債務負担行為をお願いいたします。平成 27 年度、28 年度の債務負担行為設定でございますが、容器包装リサイクル法に基づくガラスびんとペットボトルの収集運搬業務と、東山クリーンセンター基幹的設備改良工

事の施工監理業務の3本でございます。

次に、69頁をお願いします。債務負担行為の支出額及び支出予定額の調書をご覧ください。先程の新たな3本を含めた設定済みの債務負担行為の一覧でございますが、ご覧のとおりのおりとなっております。

次に最後となりますが、70頁をお願いいたします。地方債の現在高及び見込みに関する調書ですが、平成20年度及び21年度で実施した東山クリーンセンターの計装設備更新工事と、平成15年度及び16年度の最終処分場の建設及び平成20年度及び21年度の拡張工事の地方債の現在高はご覧のとおりでございます。東山クリーンセンターは平成31年度が最終償還となっており、最終処分場は平成37年度が最終となっております。

以上、じん芥処理事業特別会計の主要な部分について補足説明いたしました。

議長（竹内卯太郎君） 豊田衛生センター所長。

所長（高橋光義君） 予算書、71頁をお願いします。続きまして、議案第7号平成26年度し尿処理事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

歳入から申し上げます、76頁、77頁をお願いします。主要施策概要説明書では、17頁をお願いします。

1款1項1目 分担金の市町分担金は9,974万7千円、前年度比較1,346万2千円の減額です。この分担金の算出根拠は実績割100%となっており、市・町の内訳は説明欄のとおりです。

2款1項1目 処分手数料は1,135万1千円を見込み、前年度比較27万3千円の減額です。処分量は、し尿及び浄化槽汚泥を合わせて9,400キロリットル、前年度比較284キロリットル、2.93%の減を見込んでおります。

3款1項1目 繰越金は、前年度同額の500万円を計上しました。

4款1項1目 雑入は、前年度同額の7千円を計上しました。

続きまして、歳出につきましては78、79頁をお願いします。

1款1項1目 1億1,410万5千円、前年度比較1,373万5千円の減額です。2節・3節・4節は豊田衛生センター職員2人分の人件費です。7節 賃金は142万円3千円で臨時職員1人分です。11節 需用費は3,876万4千円で、内訳は説明欄のとおりですが、主に機器用消耗品1,031万4千円、光熱水費は2,429万2千円です。機器用消耗品の主なものは、薬品類568万円、機械設備消耗品250万円です。

13節 委託料は、2,434万円前年度比較118万円の減額です。主要施策概要説明書では、19頁から主なものを記載しております。その内、20頁に記載しております脱水汚泥の運搬及び堆肥化の委託に725万2千円を計上しました。また、豊田衛生センターの運転管理業務の委託に1,166万4千円を計上しました。80頁、81頁をお願いします。15節 工事請負費は3,071万3千円、前年度比較1,085万円の減額となっております。主要施策概

要説明書では、20 頁の中段に内容を記載しております。プラント機械整備工事の内容は、記載の機器を定期的に整備するものです。

2 款 予備費は前年度同額の 200 万円を計上いたしました。

以上、し尿処理事業特別会計の補足説明をいたしました。

議長（竹内卯太郎君） 以上で事務局次長及び各施設長の補足説明を終わります。

11 議案第 8 号 財産（斎場用地）の取得について

議長（竹内卯太郎君） 日程 11、議案第 8 号 財産（斎場用地）の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。 組合長。

組合長（池田茂君） 議案第 8 号、財産（斎場用地）の取得についてご説明いたします。

本案につきましては、新斎場建設事業に係る用地の取得について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては事務局次長から補足説明をさせます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 財産（斎場用地）の取得について組合長説明に補足して説明を申し上げます。

「北信保健衛生施設組合」については省略させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例では、中野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例によるものとなっております。第 3 条で議会の議決に付すべき財産の取得、または処分では予定価格 2,000 万円以上の不動産の買入で、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上に係るものに限っております。新斎場建設予定地全体では、議会の議決に付すべき財産にあたる為、今回、平成 25 年度取得分について議会の議決をお願いしたいというものです。

以上です。

議長（竹内卯太郎君） 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

12 議案第 9 号 北信広域連合規約の変更について

議長（竹内卯太郎君） 日程 12、議案第 9 号 北信広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。 組合長。

組合長（池田茂君） 議案第9号、北信広域連合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、当組合が加入しております北信広域連合において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、「障害程度区分」の名称が「障害支援区分」に改正されることから、広域連合規約に定めのある審査会名称について変更が必要となりましたので、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局次長から補足説明をさせます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 北信広域連合規約の変更について補足説明を申し上げます。連合規約第2条、組織する地方公共団体で当組合も組織の一員となっており、第4条、処理する事務 第9号で、公平委員会に関する事務をお願いしております。以上から、地方自治法の規定により北信広域連合規約の変更について、議会の議決をお願いするものであります。以上です。

議長（竹内卯太郎君） 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

議長（竹内卯太郎君） ここでおはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりこの際、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

13 議案質疑

議長（竹内卯太郎君） 日程13、議案質疑を行います。

はじめに、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、議案第2号 平成25年度斎場事業特別会計補正予算（第2号）について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、議案第3号 平成25年度じん荼処理事業特別会計補正予算（第2号）について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、議案第4号 平成26年度一般会計予算についてから議案第7号 平成26年度し尿処理事業特別会計予算についてまでの以上議案4件について願います。

議長（竹内卯太郎君） 9番、渡辺正男 議員。

9番（渡辺正男君） 9番、渡辺正男です。

斎場会計予算について、予算書32頁、衛生費の中の負担金・地元協力金3,000万円の

事で、先程、地域振興の為にということで説明があったが、前回議会時（平成 25 年 10 月）に地元からの要望書に対して組合から回答方針を示しているところであるという答弁があったが、その回答方針・受入決定の経緯と併せてこの負担金についての関連説明をお願いしたい。

（要望書の写しは議会資料として配付済）

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 資料の要望書については、斎場建設地決定時のものではなく、候補地の受入に対してのものであり、その後、公文書のやりとりはありませんが、その時点においての要望の内容としては地元区集会所の建設を主として、新斎場建設に関すること、市道及び水路の整備等があり、組合としては過去の協力金の経過をふまえて 3,000 万円の予算計上をさせていただいた。笠倉区においても要望内容の積算があるが、組合においても予算に限度があるなかで 3,000 万円をお願いしたいと打合せのなかで説明している段階であります。以上です。

議長（竹内卯太郎君） 9 番、渡辺正男 議員。

9 番（渡辺正男君） 引き続き協力金についてですが、単年度の協力金ということでしょうか。翌年度以降も協力金や負担金が発生することがあるのか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 組合から地元区への直接の協力金としてお支払いするのは単年度ということで考えている。

議長（竹内卯太郎君） 9 番、渡辺正男 議員。

9 番（渡辺正男君） 協力金というのは集会場の建設に対してのことだと思うが、その他の要望に対して今後も別の形で予算措置がされるのではないのか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 中野市で所管している市道や、用水路及び排水路について要望どおり中野市で実施した場合においては、中野市との協定になると思うが東山クリーンセンター建設及び最終処分場建設時においてそれぞれ地元からの要望に対して中野市が実施した事業に対して組合が 1/2 の負担をしてきた事例はあるが、現在のところ中野市との負担割合等の協定は結んでいない。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

議長（竹内卯太郎君） 15 番、寺島 渉 議員

15 番（寺島渉君） 先程の 3,000 万円の協力金についてと関連があるのですが、答弁を聞いていると何点か疑問があります、一点目は、要望書に対して組合がきちんとした回答書を出していない事、二点目は、協力金 3,000 万円とは、組合が想定しているだけの金額なのか、それとも地元区との合意が取れた上での 3,000 万円なのか、三点目は、地元区から

の要望書の内容6項目のうち、組合で対応すべき内容は何項目で、中野市の通常行政にて対応すべき内容は何項目かきちんと組合内部で明確にして協定書や覚書等を結んだ上で予算化するの正しい手順ではないか、この点を併せて組合内部ではどのような協議を行ったか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 回答方針に関して、要望1（公会堂建設）につきまして具体的に補助金の確保と組合からの協力金の要望に対して、中野市の補助金も活用し、地元区と協力金については協議をしたいと回答している。打合せの中で、過去の実例や地元区の1世帯当たりの単価等を積算し、高い金額ではあるが3,000万円程しか出せないということで協議を進めている。議員からご指摘のあった確約書、協定書を結んでからの予算措置を、また理事者会において確認がとれていないというのは、ご指摘の通りです。

要望2（周辺の景観への配慮）については地元区委員会との打合せの中で進めていきたい。

要望3（市道整備）県道豊田中野線の開通後は、市道笠倉大澤線が斎場への利用する道路となることから、拡幅改良を中野市へ要望している。現在豊田衛生センターへの進入路について幹線の舗装・路肩修繕については、また中野市へ要望していくつもりである。

要望4（排水路整備）については中野市と協議中である。

要望5（周辺農地への影響と補償）については、事前に影響調査を実施し、基本・実施設計においては周辺環境に配慮したものにする、斎場に起因する影響等に関しては補償すると回答している。

要望6（廃道となった認定外道路の払下げ）については、廃道となった部分について組合も協力をし、中野市と協議していきたい。

以上です。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

議長（竹内卯太郎君） 15番、寺島 渉 議員

15番（寺島渉君） 今の説明の内容によると、個々の要望に対しては口頭にて回答はしているようだが、それぞれ合意はとれているのか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） （平成23年）8月の要望に対して、平成23年10月28日付で要望に対する回答方針ということで、公文書で地元区区長へ提出している。その後、斎場建設に携わる地元区との協議のなかで具体的に文書のやりとりはございません。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

議長（竹内卯太郎君） 12番、小泉一真 議員

12番（小泉一真君） 12番、小泉一真です。全員協議会の中で、新斎場建設委員会という

話があったが、議案の斎場特別会計 1 款 衛生費の 15 節 工事請負費に関しては新斎場建設委員会の審議に基づく予算という事でよいか。また、新斎場建設委員会とは法定の機関ということによいか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 新斎場建設委員会は、法定の機関ではなく、北信保健衛生施設組合で任意のかたちの規程で定めている委員会であります。

議長（竹内卯太郎君） 12 番、小泉一真 議員

12 番（小泉一真君） 15 節 工事請負費に関しては新斎場建設委員会の審議に基づく予算という事でよいか。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 現状では組合にて算出した事業費の見積りであり、財政計画に基づいた数字で予算計上をしている、基本・実施計画によって固まった数字ではございません。

議長（竹内卯太郎君） 12 番、小泉一真 議員

12 番（小泉一真君） 東山クリーンセンターの長寿命化事業スケジュールの説明の中で、審査会とあったが、なんという名称で設置根拠はどうなっているのか。

議長（竹内卯太郎君） 東山クリーンセンター工場長。

工場長（上野健治君） 東山クリーンセンター基幹的設備改良工事技術審査委員会という名称でございます。地方自治法の施行令に基づき識見者 2 名以上を含んだ委員会でございます。

議長（竹内卯太郎君） 12 番、小泉一真 議員

12 番（小泉一真君） 東山クリーンセンターの件については法的な根拠があるということであるが、新斎場建設委員会については組合で独自に任意で設けたものということであったが、地方自治法では調停、審査、諮問または調査の為の機関を置く時は法令または条例に基づく事になっているが、この事についての整合性はどうか考えているか。

議長（竹内卯太郎君） ここで暫時休憩といたします。

休 憩 (午後 5 時 00 分)

再 開 (午後 5 時 15 分)

議長（竹内卯太郎君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 地方自治法 138 条の 4、委員会及び委員の設置とありますが、新斎場建設委員会は任意の組合長の命を受けた中で設計等を進めていく団体で、この 138 条の 4 には該当しない。

議長（竹内卯太郎君） 12番、小泉一真 議員

12番（小泉一真君） 法律が定めているのは、任意でそのような委員会を設置してはいけない、法律や条例に定められていなければならない。条項で設置した附属機関は法律違反である。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 附属機関ではなく、執行するための任意で協議をする場である。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

（小泉一真議員 挙手）

議長（竹内卯太郎君） 質疑は3回までとなっております。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

議長（竹内卯太郎君） 6番、青木豊一 議員

6番（青木豊一君） 議案第4号から議案第8号までについて、4月から消費税が5%から8%に増税されるが、予算上各会計どのように組み込んであるか説明してほしい。

議長（竹内卯太郎君） 事務局次長。

事務局次長（市川禎彦君） 特別会計を含め、4会計ありますが、歳入に関しては使用料や手数料には含んでおりません、歳出に関してはの影響額は一般会計で5万2千円程、斎場事業特別会計で1,420万円程、じん芥処理事業特別会計で1,260万円程、し尿処理事業特別会計で260万円程、全体で2,955万円程の影響が出ていると考えております。

議長（竹内卯太郎君） 他にございませんか。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、議案第8号 財産の取得について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、議案第9号 北信広域連合規約の変更について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、以上をもって議案質疑を終結いたします。

14 討論、採決

議長（竹内卯太郎君） 日程14、討論、採決を行います。はじめに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。

議長（竹内卯太郎君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩

（午後5時21分）

再 開

（午後5時26分）

議長（竹内卯太郎君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

議長（竹内卯太郎君） 通告がありますので発言を許します。6番、青木豊一 議員。

6番（青木豊一君） 6番、青木豊一でございます。議案第4号 平成26年度北信保健衛

生施設組合一般会計予算から、議案第7号 平成26年度北信保健衛生施設組合し尿処理事業特別会計まで4件につきまして一括して反対の立場から討論を行います。本案件の中には住民の皆さんの長年の願いであった斎場建設の具体化が図られる等、積極的な予算があることは十分承知しておりますし、理解できるものであります。同時に国民の皆さんの多数が消費税増税に強く反対しているなか、先程の予算案で2,955万円程の消費税の負担増が強いられることになっている。こうした国民が反対しているなか、大企業の減免等を正当に徴収するならば消費税に代わる財源が十分生まれる事が明らかである。私達は、住民負担を強いるのでは無く、こうした財源を大金持ちから適正に徴収することを確立するならば、消費税増税を十分に抑える事が可能と考えております。よって本案件につきまして、いずれも消費税増税等があり、そしてまた国民の強い世論に私は絶対背くことが出来ませんので、これらについて積極面を評価しつつ本案に反対するものであります。以上であります。

議長（竹内卯太郎君） 続きます、12番 小泉一真 議員。

12番（小泉一真君） 12番、小泉一真です。反対の討論をさせていただきます。議案第2号 平成25年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計補正予算（第2号）につきましての反対の討論をさせていただくものであります。本案は、その中に繰越明許費としまして、第2表 第1款 衛生費、第1項 環境衛生費 事業名 基本実施設計業務委託料を含むものであります。金額は4,200万円であります。しかしこれは、全員協議会でも議論のありました通り、外部の者を入れて新斎場建設委員会というものを9名で結成しているということが、全員協議会で明らかにされた訳ですが、外部の者を入れた時点で地方自治法上の附属機関に当たることは明白である。内部だけであれば附属機関にはならない。そうすると、先程答弁のあった地方自治法138条の4第3項、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」ということで、「法律または条例の定めるところにより」と限定句がついています。ちなみに、普通地方公共団体の定めとありますが、292条により特別地方公共団体にも読み替えとなります。新斎場建設委員会の関係として、事務局が示した資料によると、委員会の開催 平成25年12月26日、設計プロポーザル実施要領の審査・決定とあります。先程、任意の協議機関ということでしたが、ここで審査・決定している。そして平成26年1月24日、技術提案書の提出要請者（5者）の決定とある。外部の者を入れて地方公共団体の政策を決定しているという過程が明白であります。これは、附属機関では無いという先程の答弁と併せて破たんしている。仮に任意の協議機関であるとすれば、その機関で決定したものは有効な決定とはならない。逆に附属機関でなければこのような決定は出来ないということになる。そして、

附属機関であるならば議会を経て条例設置をしなければいけないというのが法律の趣旨である。これを経ないまま委員会を構成し、その委員についても懸念が議員から出ている中、予算を繰越しますと言われてもできない。という意味において、議案第2号 平成25年度北信保健衛生施設組合斎場事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、反対いたします。同様に平成26年度予算についても同じような論理が適用されることが懸念されますが、これについては指摘に留めておきます。以上です。

議長（竹内卯太郎君） 他に通告がありませんので、討論を終結いたします。

議長（竹内卯太郎君） 採決いたします。

議長（竹内卯太郎君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（竹内卯太郎君） 起立全員であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（竹内卯太郎君） 次に、議案第2号 平成25年度斎場事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（竹内卯太郎君） 起立多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（竹内卯太郎君） 次に、議案第3号 平成25年度じん芥処理事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（竹内卯太郎君） 起立全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（竹内卯太郎君） 次に、議案第4号 平成26年度一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（竹内卯太郎君） 起立多数であります。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（竹内卯太郎君） 次に、議案第5号 平成26年度斎場事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（竹内卯太郎君） 起立多数であります。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（竹内卯太郎君） 次に、議案第6号 平成26年度じん芥処理事業特別会計予算に

ついて、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(竹内卯太郎君) 起立多数であります。

よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長(竹内卯太郎君) 次に、議案第7号 平成26年度し尿処理事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(竹内卯太郎君) 起立多数であります。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(竹内卯太郎君) 次に、議案第8号 財産(斎場用地)の取得について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(竹内卯太郎君) 起立全員であります。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長(竹内卯太郎君) 次に、議案第9号 北信広域連合規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(竹内卯太郎君) 起立全員であります。

よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

15 議案第10号 北信保健衛生施設組合監査委員の選任の同意について

議長(竹内卯太郎君) 日程15、議案第10号 監査委員の選任の同意についてを議題とします。

議長(竹内卯太郎君) 提案者の説明を求めます。

議長(竹内卯太郎君) 組合長

組合長(池田茂君) 議案第10号 監査委員の選任の同意についてご説明申し上げます。

本案につきましては、当組合監査委員のうち、高橋剛太郎氏が、3月27日付で任期満了となり、新たに藤田忠良氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

16 議案質疑

議長(竹内卯太郎君) 日程16、議案質疑を行います。議案第10号 監査委員の選任の同意について願います。

議長（竹内卯太郎君） ありませんければ、以上を以って議案質疑を終結いたします。

17 討論、採決

議長（竹内卯太郎君） 日程 17、討論、採決を行います。

はじめに討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

議長（竹内卯太郎君） ここで暫時休憩いたします。

議長（竹内卯太郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（竹内卯太郎君） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

議長（竹内卯太郎君） 採決いたします。

議長（竹内卯太郎君） 議案第 10 号 監査委員の選任の同意について、原案のとおり同意することに、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（竹内卯太郎君） 起立全員であります。

よって議案第 10 号は原案のとおり同意されました。

議長（竹内卯太郎君） 以上を持って予定をした議事はすべて終了いたしました。

議長（竹内卯太郎君） ここで、組合長からあいさつがあります。

組合長。

（組合長 池田 茂君 登壇）

組合長（池田茂君） 閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日、提案申し上げました議案につきまして、全て可決、同意をいただきありがとうございました。

当組合は、関係地方自治体で組織する一部事務組合であり、組合が行っております業務は地域住民の皆さまの生活基盤を支える極めて重要な役割を担っております。

組合は、組織市町からの分担金をいただき運営をいたしておりますが、地方財政の厳しい折から、経費の抑制に努め、今後も適正な事業運営に努めて参りたいと考えております。

議員各位におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

18 閉会

議長（竹内卯太郎君） 平成 26 年第 1 回北信保健衛生施設組合議会定例会は、以上をもって閉会といたします。

大変ご苦勞様でした。

(午後5時43分)

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成26年 月 日

北信保健衛生施設組合

議 会 議 長 竹 内 卯 太 郎

署 名 議 員 児 玉 信 治

署 名 議 員 渡 辺 正 男